

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和5年4月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事務とは、国民健康保険法に基づき被保険者等の資格情報等の管理、各種給付事務を行うほか、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収事務を行う。(以下を参照)</p> <p>【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。</p> <p>【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に照会し、所得を把握する。 ②所得不明者に対し、申告書を送付し、所得を把握する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者等の所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後の被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証の発行を実施する。</p> <p>【オンライン資格確認の準備事務】 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p> <p><特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報を提供・取得する。</p>
③システムの名称	宛名システム 国民健康保険システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27、42、43、44、45の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課 市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民部 税務課 又は 市民部 市民課 TEL(0796)23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民部 税務課 又は 市民部 市民課 TEL(0796)23-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1-③ システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年4月1日	5-② 所属長	税務課長 宮岡 浩由 市民課長 井添 俊宏	税務課長 中奥 政明 市民課長 木下 和彦	事後	
平成29年4月1日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課 TEL(0796)23-1111	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民生活部 税務課 又は 市民生活部 市民課 TEL(0796)23-1111	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5-②	税務課長 中奥 政明 市民課長 木下 和彦	課長	事後	
令和1年6月25日	II-1		令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2		令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV-2		2)十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-3		2)十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-4		2)十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-5		2)十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-6		2)十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-7		2)十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-8		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	IV-9		2)十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和元年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和2年7月7日	I-1-② 事務の概要	(省略) 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証の発行を実施する。	【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証の発行を実施する。 【オンライン資格確認の準備業務】 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年7月7日	I-1-③ システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町に設置される国保	宛名システム 国民健康保険システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	表記変更 オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年7月7日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年7月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27、42、43、44、45の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27、42、43、44、45の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月7日	Ⅱ しきい値判定項目 1 対象人数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ しきい値判定項目 2 取扱者数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	
令和2年7月7日	公表日	令和2年3月27日	令和2年7月7日	事後	修正
令和3年8月26日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号利用法の改正に伴う変更
令和3年8月26日	公表日	令和2年7月7日	令和3年9月3日	事前	
令和5年4月7日	I-5 ①部署	市民生活部 税務課 市民生活部 市民課	市民部 税務課 市民部 市民課	事後	組織改編による名称変更
令和5年4月7日	I-7 請求先	豊岡市役所 市民生活部 税務課 又は 市民 生活部 市民課	豊岡市役所 市民部 税務課 又は 市民 生活部 市民課	事後	組織改編による名称変更
令和5年4月7日	I-8 連絡先	豊岡市役所 市民生活部 税務課 又は 市民 生活部 市民課	豊岡市役所 市民部 税務課 又は 市民 生活部 市民課	事後	組織改編による名称変更